

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める要望意見書

保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されています。

令和6年人事院勧告を受け、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定されました。しかし、保育所等の公定価格については令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていくとされた一方、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については多くの対象施設が人材確保に苦慮しており、処遇改善が求められている状況であったにもかかわらず、事前に自治体との調整が行われることなく通知・事務連絡により令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して見直しすることとされました。この見直しで引下げとなった自治体においては対象施設の人材確保に更に大きな支障が生じるおそれがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況です。

また、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者から多くの不安の声が上がっているとともに、保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にあります。

よって、国においては、今後の地方における福祉人材確保の取組に支障が生じないよう、以下の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

1. 令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること。
2. 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月11日

北海道余市郡余市町議会議長 藤野博三

【提出先】内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣